

流動性預金規定集

普通預金（無利息型普通預金を含む）・
貯蓄預金・納税準備預金共通規定
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
貯蓄預金規定
納税準備預金規定
総合口座取引規定
しんきんテレホンバンキングサービス利用規定
通知預金規定

令和2年1月1日現在

このたびは、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
お客様からお預りいたしましたご預金は、本規定によりお取り扱いさせていただきます。
ご一読ください。

《目次》

普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定	1 頁
普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	8 頁
貯蓄預金規定	9 頁
納税準備預金規定	11 頁
総合口座取引規定	13 頁
しんきんテレホンバンキングサービスご利用規定	21 頁
通知預金規定	28 頁

1. 普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定

1.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額をこの預金口座元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人のこの預金の取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないうやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通

帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. (譲渡、質入の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他本号AからEに準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号AからDに準ずる行為

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後であった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りです。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと/当該手続が終了した日
 - ② 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等

1 5. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、ります。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

16.（規定の変更）

本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭への表示またはその他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上

2. 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1.（取扱店の範囲）

この預金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、届出印鑑の登録手続きを受けたものに限りです。

2.（預金の払戻し）

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

3.（利 息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。無利息型普通預金には利息をつけません。

この預金には、本規定のほか「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

3. 貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、届出印鑑の登録手続きを受けたものに限ります。

2. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. (払戻回数超過手数料)

(1) 商品種類が I 型（40 万円型）の場合のみ、毎月 1 日から月末日までの 1 か月間に 5 回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の払戻回数超過手数料をいただきます。

(2) 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求書金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動支払い等)

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

5. (利 息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は 40 万円型の場合は 40 万円、20 万円型の場合は 20 万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

この預金には、本規定のほか「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

4. 納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の家族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当金庫に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、および普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定第10条第3項の規定によりこの預金を解約した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

4. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につ

き次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は第2条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は第3条第2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合、所得税はかかりません。

この預金には、本規定のほか「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上

5. 総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ①普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）
- ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③第2号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

- ①この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- ②この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

(3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、届出印鑑の登録手続きを受けたものに限ります。

(2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、通帳とともに提出してください。

(2) 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続を行うことに

ついて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを
求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認がで
きるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。

- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手
続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができ
る金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのい
ずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5.（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日、普通預金（但し、無利
息型普通預金は除きます。）に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金と
する場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできま
せん。

6.（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払
いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸
越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期
預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちいづれ
か少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた
資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残
高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合
には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引の定期預金は、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金は、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保
として質権を設定します。
- (2) この取引の定期預金は、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次
担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日
（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について、解約または（仮）差押があっ
た場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額
または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法に
より貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

8.（貸越金利息等）

(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日
に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入
れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとに、その「2 年以上」の利率に年 0.5%を加えた利
率

B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだ
い直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合
には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢に応じて変更します。この場合の新利率の適用は
当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.60%（年 365
日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更が
あったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害について
は、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支
払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、
相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手
数料をいただきます。

(5) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合に
は、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみな

します。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることお

よび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13.（即時支払）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

1 4. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為

(4) 前3項に基づく解約をした場合に第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳及び届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることができます。

15. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を

相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

6. しんきんテレホンバンキングサービス利用規定

1. (しんきんテレホンバンキングサービス)

- (1) 「しんきんテレホンバンキング」(以下「本サービス」といいます)とは、電話による依頼にもとづき、振替、振込、定期預金作成などの手続きを行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスの利用については照会、相談業務等の資金移動を伴わない業務はキャッシュカード発行済みの口座を保有している方(以下「利用者」といいます)とします。また、振替、振込、定期預金新約・入金、解約等の資金移動を伴うサービスについては上記利用者で、別途資金移動契約をされた方(以下「資金移動契約者」といいます)とします。
- (3) 電話依頼はプッシュホンもしくはトーン切り替えしたダイヤルホンとします。携帯電話・PHSをご利用の場合、お取引の途中で回線が切断される恐れがあります。資金移動を伴うお取引には充分ご注意ください。

2. (本人確認)

- (1) 電話による本人確認は、次による方法のほか、当金庫所定の方法により行うものとします。
- (2) 残高照会、入出金明細照会、商品照会等資金移動が伴わないサービスの場合、お取引の支店番号、科目、口座番号とその口座のキャッシュカード暗証番号により本人の確認を行います。
- (3) 資金移動契約者は当金庫に対して本人確認のため、申込書にて資金移動用暗証番号(以下「テレホンバンキング会員番号」といいます)を届け出るものとします。
- (4) 振替・振込、定期預金新約・入金・解約等、資金移動を伴うサービスの場合、上記(2)の他に事前に登録するテレホンバンキング会員番号により本人の確認を行います。
- (5) 以下の方法により本人の確認を行うこととします。
 - ① 契約者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキングセンターへ架電し、支店番号、科目、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく2桁の可変暗証番号を電話機より入力してください。
 - ② 前項の入力を受信し、当金庫が認識した支店番号、科目、口座番号、キャッシュカード暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の可変暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は利用者または資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。
 - ③ 自動応答音声サービスによる資金移動が伴う振替・振込等の取引については、当金庫で受信した利用口座番号およびキャッシュカードの暗証番号およびテレホ

ンバンキング会員番号にもとづく、2桁の可変暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。なお、可変暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。

- ④ オペレータサービスによる資金移動が伴う振替・振込等の取引については、当金庫で受信した利用口座番号およびキャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号にもとづく、2桁の可変暗証番号が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は資金移動契約者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けします。

なお、可変暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。

- (6) キャッシュカードの暗証番号、テレホンバンキング会員番号は、第三者に教えたり、容易に漏洩するような方法で書き残さないでください。
- (7) 当金庫は(4)により処理した場合、口座番号、キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号の盗難、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

3. (取扱要領)

- (1) 本サービスの取扱日、取扱時間、取引の種類等は、別途当金庫が定めることとします。
- (2) 当金庫は取扱時間、取引の種類等を利用者に事前に通知することなく変更することがあります。
- (3) 今後本サービスに追加される新サービスについては、新たな利用申込なしにご利用出来ることとします。

4. (資金移動取引の支払および入金口座)

- (1) 振替・振込等資金移動を行うサービスの場合、本人確認時に使用した、口座からその取引の金額を通帳、払戻請求書または当座小切手なしに自動的に引き落としすることとします。
- (2) 定期預金解約および解約予約については、解約された定期預金の元利金ともにあらかじめ指定された口座へ振り替え入金することとします。

5. (取引の依頼)

- (1) 利用者または資金移動契約者は2.(4)の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法により正確に伝達することで取引を依頼してください。
- (2) 当金庫が取引を受け付けた場合、利用者または資金移動契約者に対し、取引内容の確認を当金庫所定の方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた確認方法で確認した旨を伝えてください。前記依頼内容の確認が各取引に必要な時限までに行われた場合、取引の依頼が確定したものとみなし、当金庫所定の

方法で手続きを行うこととします。

- (3) 振替・振込等資金移動の伴うサービスの場合、前項の取引依頼が確定した後、当該引き落としをもって取引が成立したものとします。
- (4) 前項以外のサービスについては、取引依頼の確定を持って取引が成立したものとします。
- (5) 依頼内容に不備があったとしても、これによって生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

6. (電話受付による照会サービス)

- (1) 電話受付による照会サービスは利用者ご本人からの電話にもとづき、本人名義預金の残高照会、入出金明細照会および本サービスで受け付けた振替・振込の内容を照会するものとします。
- (2) 残高照会、入出金明細照会については、本人確認時に使用した口座の照会とします。
- (3) 入出金明細照会の出力明細は2カ月以内の最新10明細とします。
- (4) 振替・振込依頼内容の照会は、本サービスで受け付けた振替・振込の内容を照会日を含めて14日間照会可能とします。
- (5) 利用者からの照会を受け付けて当金庫が既に回答した内容について、その後の取引により当金庫が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。

7. (電話受付による振替・振込サービス)

- (1) 電話受付による振替・振込サービスは資金移動契約者からの電話にもとづき、あらかじめ指定された預金口座もしくは都度指定する口座へ入金するものとします。
- (2) 本サービスで行う、振替・振込の1日の限度は当金庫があらかじめ指定した金額の範囲とします。
- (3) 本サービスで行う、振替・振込の1回の限度は当金庫で指定した範囲で、資金移動契約時にお届けいただいた範囲とします。
- (4) 本サービスで振替、振込を行う場合、当金庫が定める時間以降または、土曜、日曜および祝日（以下「休業日」といいます）に受け付けたものは、翌営業日の取扱とします。この時、振替、振込指定金額と、第11条に定める振替、振込手数料は受付日付で指定口座より振り替えることとします。
- (5) 自動音声サービス、オペレーターサービスで受け付けた振替・振込の依頼内容、利用者の意思を当金庫所定の方法で確認しますので、内容が正しい場合は、当金庫が指定する方法で確認した旨を伝えてください。
- (6) 振替・振込資金の振り替えについては4. (1) によります。記帳しないことにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (7) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いはできません。当該お取引は

取り消されたこととします。

- ① 振替・振込金額と第 11 条の振込手数料金額との合計額または、振替金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ③ 差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。
- (8) 振替・振込取引において、依頼確認後の取消、訂正、組戻しはできません。ただし、当金庫がやむを得ないと認めた場合については、利用者から本サービス利用時に本人確認で使用した口座開設店にて訂正依頼書または組戻依頼書の提出を受け付けた上で、その手続きを行うこととします。

8.（電話受付による総合口座定期預金新約・通帳式定期預金入金サービス）

- (1) 電話受付による総合口座定期預金新約、通帳式定期預金入金サービスは資金移動契約者の指定にもとづき、総合口座定期預金の新約または、通帳式定期預金への入金を行うこととします。なお、休業日については取扱を行いません。
- (2) 本サービスで行う総合口座定期預金新約は、利用者が既に契約済みの総合口座に対して新たに定期預金を作成することとします。
- (3) 本サービスで行う定期預金入金は、利用者が既に開設済みの通帳式定期預金に対し入金処理を行うこととします。
- (4) 定期預金新約・入金資金の振り替えについては 4.（1）によります。記帳しないことにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (5) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いはできません。当該お取引は取り消されたこととします。
 - ① 定期預金新約・入金の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ③ 差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。

9.（電話受付による定期預金解約サービス）

- (1) 定期預金解約サービスは、資金移動契約者の電話にもとづき、満期日以降の解約もしくは満期日以前の満期日での解約予約を行うこととします。
- (2) 定期預金の解約の限度額は当金庫が定めた範囲とします。
- (3) 解約予約依頼の受付は満期日以前の当金庫所定の日からできることとします。
- (4) 自動継続定期預金以外の口座に対しては、満期日以降に解約依頼があった場合、依頼を受け付けた時点（休業日の場合は翌営業日）で当金庫所定の解約手続きを行うこととし、満期日以前に解約依頼を受け付けた場合、満期日に当金庫所定の解約

手続きを行うこととします。

- (5) 自動継続定期預金については、継続日以前に継続日指定の解約予約を受け付けることとし、継続日に当金庫所定の解約手続きを行うこととします。
- (6) 定期預金を解約した、元利金は4. (2) によります。記帳しないことにより生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。
- (7) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いは行えません。当該お取引は取り消されたこととします。
 - ① 元利金の入金指定口座が解約済みの場合。
 - ② 利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ③ 差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。

10. (電話受付による諸届けサービス)

- (1) 本サービスは利用者からの電話依頼にもとづき、当金庫が定めた届け出事項を変更する場合利用できることとします。
- (2) 本サービスにて住所変更を行った場合、本人確認時に使用した口座開設店にお届けいただいた住所を変更することとします。なお、融資、ローン、マル優等お取引内容により、本サービスによる住所変更ができない場合があります。この場合、利用者は口座開設店に届け出るものとします。
- (3) 本サービスにて通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等の事故届け以外は休業日の取扱はできません。
- (4) 本サービスにて通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等の受け付け、当金庫所定の手続きが終了した場合、該当口座からの支払取引を規制します。なお、手続き終了以前に生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (5) 通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等による支払取引制限の解除は本サービスでは行いません。支払制限の解除は当該口座開設店にて当金庫所定の手続きを行うことにより解除することとします。

11. (手数料)

- (1) 本サービスの契約手数料は当金庫所定の振替日に、預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで指定口座から自動的に引き落としします。

なお、当金庫はこの手数料金額を契約者に事前に通知する事無く変更する場合があります。
- (2) 本サービスにおいて振替、振込を行った場合、当金庫所定の振込手数料をお支払ください。

なお、手数料につきましては諸般の事情により変更することがあります。
- (3) 振込手数料は、振込処理時に通帳、カード、払戻請求書または当座小切手の提出なしに振込資金の支払口座から引き落としします。

(4) 7. (8) により「組戻し」の取扱を行った場合、当金庫所定の組戻し手数料を徴求いたします。

1 2. (通知、照会の連絡先)

当金庫より利用者に通知、照会をする場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。なお、お届けの住所、電話番号の不備または電話の不通等により通知、照会する事が出来なくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

1 3. (取引日付)

本サービスで受け付けた取引については、受付日当日にて取引を取り扱うことを原則としますが、受付時間により、翌営業日の取扱となることがあります。なお、翌営業日の取引に関する預金金利については、取引実行日の金利を適用します。

1 4. (取引内容の確認)

(1) 本サービスによる取引で資金移動が伴う取引を行った場合は、利用者は速やかに預金通帳の記入を行い、取引の内容を確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちに当金庫までご連絡ください。

(2) 取引内容、残高に相違がある場合において、利用者とは当金庫の間に疑義が生じた時は、当金庫の機械記録の内容をもって処理することとします。

1 5. (取引内容の変更、撤回)

依頼内容を変更、撤回する場合は直ちに、依頼を行った口座開設店にご連絡ください。なお、連絡の時期により、依頼内容の変更、撤回の出来ない場合があります。

1 6. (免責事項)

(1) 2. (4) により本人確認手続きを経た後取引を行った場合は、当金庫は架電者を利用者または資金移動契約者本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

(2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピューターの障害ならびに電話の不通等、当金庫の責めによらない事由により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

1 7. (届け出事項の変更)

(1) 利用者は、届け出事項を変更する場合、その変更内容を当金庫所定の方法により当金庫に届け出ることとします。別途当金庫が定めた届け出事項は本サービスにて届け出ることができるものとします。

(2) 届け出のあった氏名、住所宛に当金庫が通知または送付書類を送付した場合、延着または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3) 届け出事項の変更は、当金庫の手続きが完了したときから有効とします。手続き完了前に生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

18. (解 約)

- (1) 本サービスは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によることとします。
- (2) 次の各号の1つでも該当する場合には、資金移動契約者に通知することなく当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。
 - ① 1年以上にわたり、本サービスにて、振替、振込が発生しなかった場合。
 - ② 資金移動契約者が本サービスで発生した手数料を支払わなかった場合。
 - ③ 住所変更等の届け出を怠るなど、資金移動契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫にお客様の所在が不明になった場合。

19. (規定の準用)

この規定の定めのない事項については、普通預金規定（総合口座を含む）、定期預金規定、当座勘定規定、当座貸越契約書、カードローン契約書、キャッシュカード規定、振込規定、口座振替規定等により取り扱います。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の内容を変更する場合、原則として変更内容を店頭に掲示します。
 - (2) 変更日以降は、変更後の規定に従い、この変更により生じた損害は利用者が負担することとします。
- ※ ただし、当金庫で取扱っていない項目については対象外となります。

以 上

7. 通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口10,000円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) 第6条第3項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算しこの預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1,000円とします。

5. (反社会勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、証書によるものは証書の受取欄に、通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

(2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約手続きについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (4) 前4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
7. (届出事項の変更等)
- (1) この証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
 - (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
 - (3) この証書・通帳または印章を失った場合の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
 - (4) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
8. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の

選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して(通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに)通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上